

《別添》

第1回～第3回専門委員会 事務局提出資料

第1回専門委員会事務局提出資料	2
第2回専門委員会事務局提出資料	12
第3回専門委員会事務局提出資料	20

第1回専門委員会事務局提出資料



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

児童虐待防止対策について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

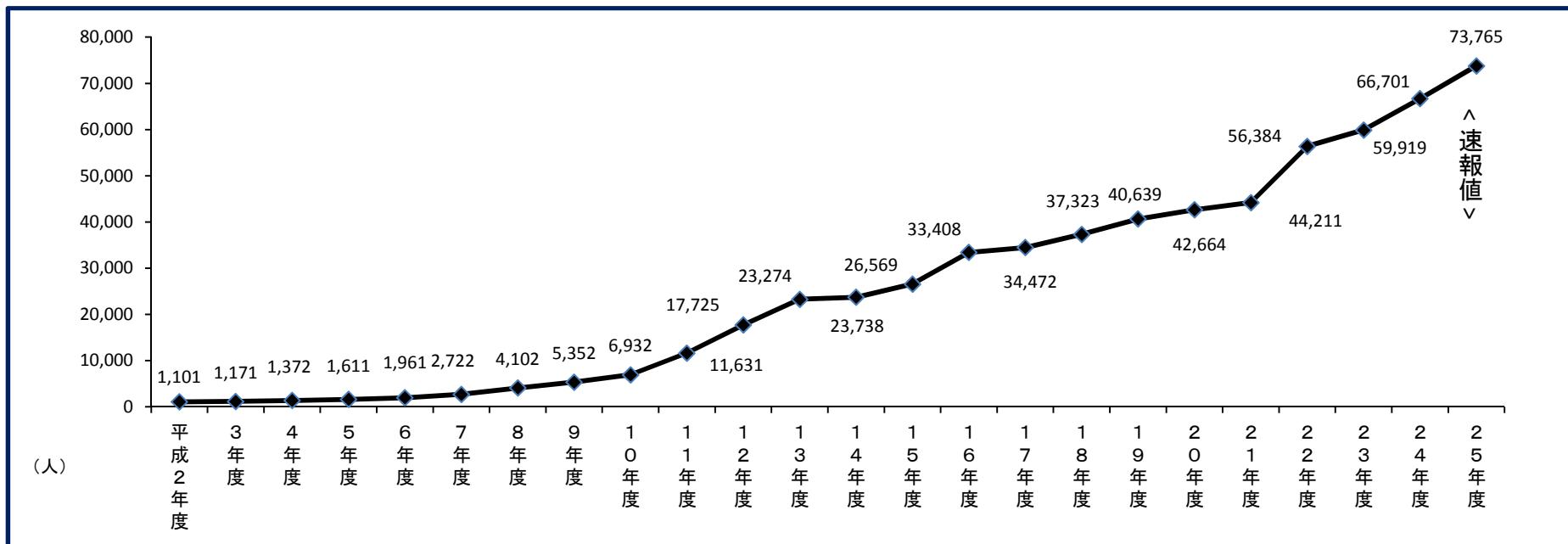
1 児童相談所における児童虐待の相談対応件数

● 虐待対応件数の推移

- 平成25年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数は、73,765件（速報値）

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (速報値)
件 数	44,211	56,384	59,919	66,701	73,765

※ 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。



●児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

- 平成24年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣地人、家族、福祉事務所からが多くなっている。

	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	総 数
20年度	6,134 (14%)	1,147 (3%)	6,132 (14%)	558 (1%)	6,053 (14%)	319 (1%)	282 (1%)	1,772 (4%)	1,552 (4%)	6,133 (14%)	4,886 (11%)	7,696 (18%)	42,664 (100%)
21年度	6,105 (14%)	1,237 (3%)	7,615 (17%)	504 (1%)	5,991 (14%)	317 (1%)	226 (1%)	1,715 (4%)	1,401 (3%)	6,600 (15%)	5,243 (12%)	7,257 (16%)	44,211 (100%)
22年度	7,368 (13%)	1,540 (3%)	12,175 (22%)	696 (1%)	6,859 (12%)	343 (1%)	155 (0%)	2,116 (4%)	1,584 (3%)	9,135 (16%)	5,667 (10%)	8,746 (16%)	56,384 (100%)
23年度	7,471 (12%)	1,478 (2%)	12,813 (21%)	741 (1%)	6,442 (11%)	327 (1%)	202 (0%)	2,310 (4%)	1,516 (3%)	11,142 (19%)	6,062 (10%)	9,415 (16%)	59,919 (100%)
24年度	7,147 (11%)	1,517 (2%)	13,739 (21%)	773 (1%)	6,559 (10%)	293 (1%)	221 (0%)	2,653 (4%)	1,598 (2%)	16,003 (24%)	6,244 (9%)	9,954 (15%)	66,701 (100%)

※ 平成24年度の「その他」の主なものは、「(他の)児童相談所」が4,165件、「福祉事務所、児童委員以外の市町村」が2,890件である。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

●児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

- 平成24年度は、身体的虐待が35.3%で最も多く、次いで心理的虐待が33.6%となっている。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成20年度	16,343(38.3%)	15,905(37.3%)	1,324(3.1%)	9,092(21.3%)	42,664(100.0%)
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.3%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)

●主たる虐待者の推移(児童相談所)

- 実母が57.3%と最も多く、次いで実父が29.0%となっている。

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成20年度	10,632(24.9%)	2,823(6.6%)	25,807(60.5%)	539(1.3%)	2,863(6.7%)	42,664(100.0%)
平成21年度	11,427(25.8%)	3,108(7.0%)	25,857(58.5%)	576(1.3%)	3,243(7.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	14,140(25.1%)	3,627(6.4%)	34,060(60.4%)	616(1.1%)	3,941(7.0%)	56,384(100.0%)
平成23年度	16,273(27.2%)	3,619(6.0%)	35,494(59.2%)	587(1.0%)	3,946(6.6%)	59,919(100.0%)
平成24年度	19,311(29.0%)	4,140(6.2%)	38,224(57.3%)	548(0.8%)	4,478(6.7%)	66,701(100.0%)

* その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。

* 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

●虐待を受けた子どもの年齢構成の推移(児童相談所)

- 小学生が35.2%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が24.7%、0歳から3歳未満が18.8%である。なお、小学校入学前の子どもの合計は、43.5%となっており、高い割合を占めている。

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小 学 生	中 学 生	高校生・その他	総 数
平成20年度	7,728(18.1%)	10,211(23.9%)	15,814(37.1%)	6,261(14.7%)	2,650(6.2%)	42,664(100.0%)
平成21年度	8,078(18.3%)	10,477(23.7%)	16,623(37.6%)	6,501(14.7%)	2,532(5.7%)	44,211(100.0%)
平成22年度	11,033(19.6%)	13,650(24.2%)	20,584(36.5%)	7,474(13.3%)	3,643(6.5%)	56,384(100.0%)
平成23年度	11,523(19.2%)	14,377(24.0%)	21,694(36.2%)	8,158(13.6%)	4,167(7.0%)	59,919(100.0%)
平成24年度	12,503(18.8%)	16,505(24.7%)	23,488(35.2%)	9,404(14.1%)	4,801(7.2%)	66,701(100.0%)

2 児童虐待による死亡事例等の検証結果

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会における児童虐待による死亡事例の検証結果のこれまでの報告(第1次報告から第10次報告の集計結果)によると、

- 心中を除く死亡事例のうち0歳児の割合は44.0%、中でも0日児の割合は17.2%。さらに、3歳児以下の割合は75.3%を占めている。
- 加害者の割合は実母が55.7%と最も多い。
- 加害者となった養育者が地域から孤立していた場合が38.6%である。(※第2次報告から第10次報告までの集計)

重篤な事例を防ぐためには、

- ◆ 虐待のリスクについて妊娠期から着目すること
- ◆ 育児に関する知識の不足や育児そのものへの不安を解消するための取組を行うこと
- ◆ 関係機関の効果的な連携による支援を行うこと

などが重要であると考えられる。

● 死亡事例数及び人数の推移

	第1次報告			第2次報告			第3次報告			第4次報告			第5次報告			第6次報告			第7次報告			第8次報告			第9次報告			第10次報告		
	(H15.7.1～H15.12.31)			(H16.1.1～H16.12.31)			(H17.1.1～H17.12.31)			(H18.1.1～H18.12.31)			(H19.1.1～H20.3.31)			(H20.4.1～H21.3.31)			(H21.4.1～H22.3.31)			(H22.4.1～H23.3.31)			(H23.4.1～H24.3.31)			(H24.4.1～H25.3.31)		
	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計									
例 数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78
人 数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90

3 児童虐待防止対策の現状と課題

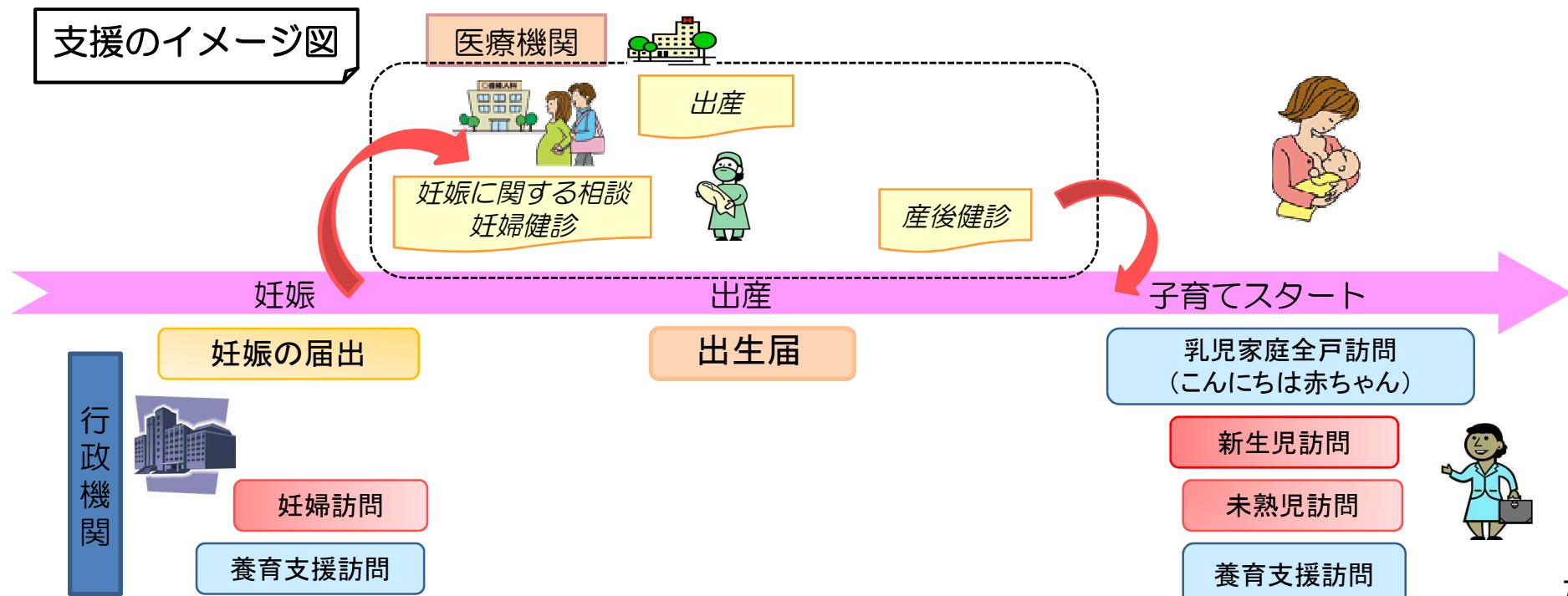
(1) 妊娠期からの切れ目のない支援の実施

【現状】

- 心中を除く死亡事例のうち、0歳児が占める割合が44.0%、中でも0日児の割合は17.2%となり、乳児期の子どもが多くを占めている。
- その背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題がある。
- 医療機関からの通告が通告全体に占める割合は、児相で4%、市町村で2%である。

【課題】

- 妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うため、どのような仕組みが考えられるか。
- 医療機関との連携強化をどのように図っていくか。



(2) 初期対応の迅速化や関係機関の連携強化

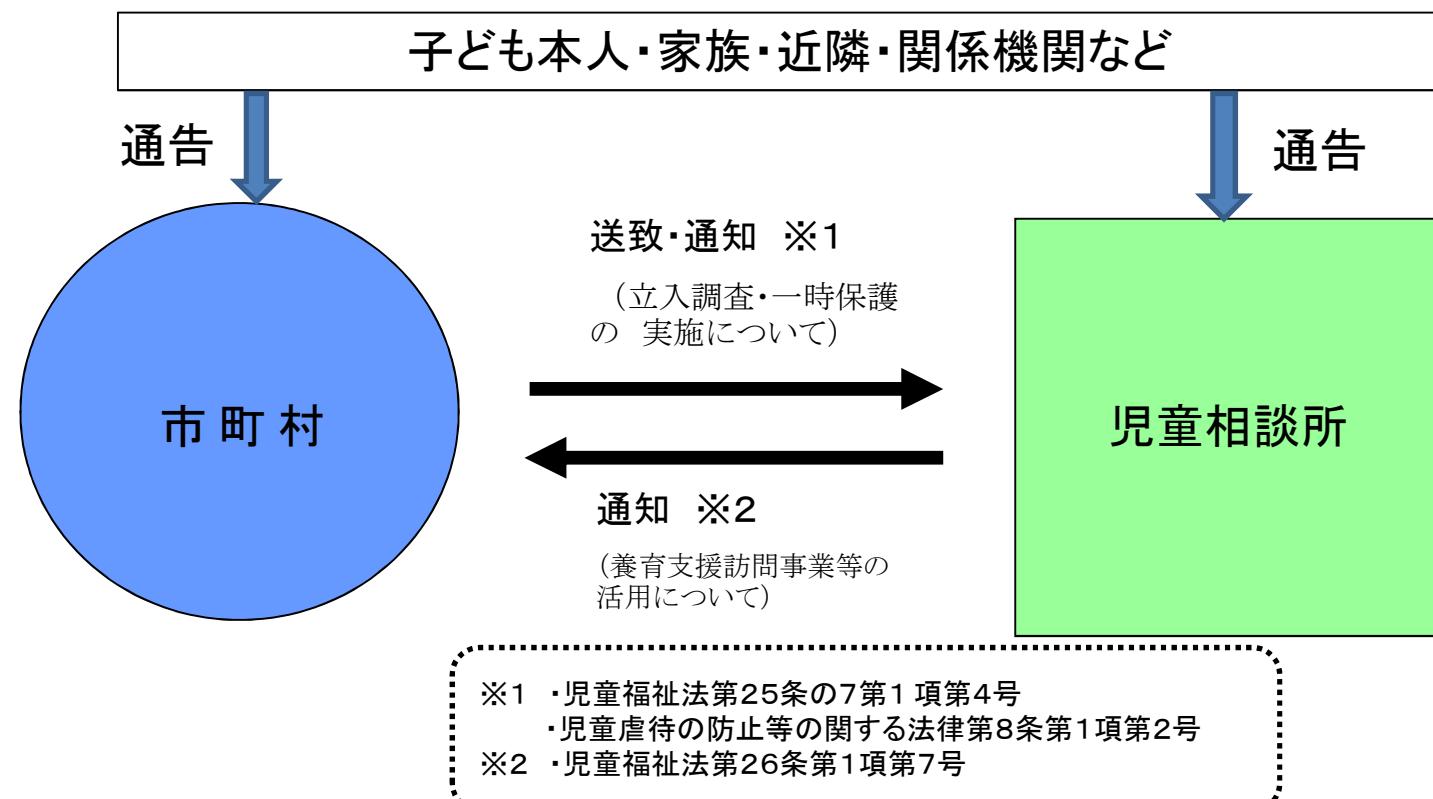
【現状】

- 「子ども虐待対応の手引き」(323頁)で必要な実施基準等は定めているが、各々の機関(職種)の役割に着目した分かりやすいマニュアルがない。

【課題】

- 機関(職種)ごとにそれぞれ必携となる事項をまとめたマニュアルを作成するなど、各関係機関が的確に且つ迅速に対応できる方策は考えられないか。
- 市町村と児童相談所の更なる役割分担の明確化と、連携が円滑に行われるため具体的な方策として、どのようなものが考えられるか。

【現行法上の連携関係】



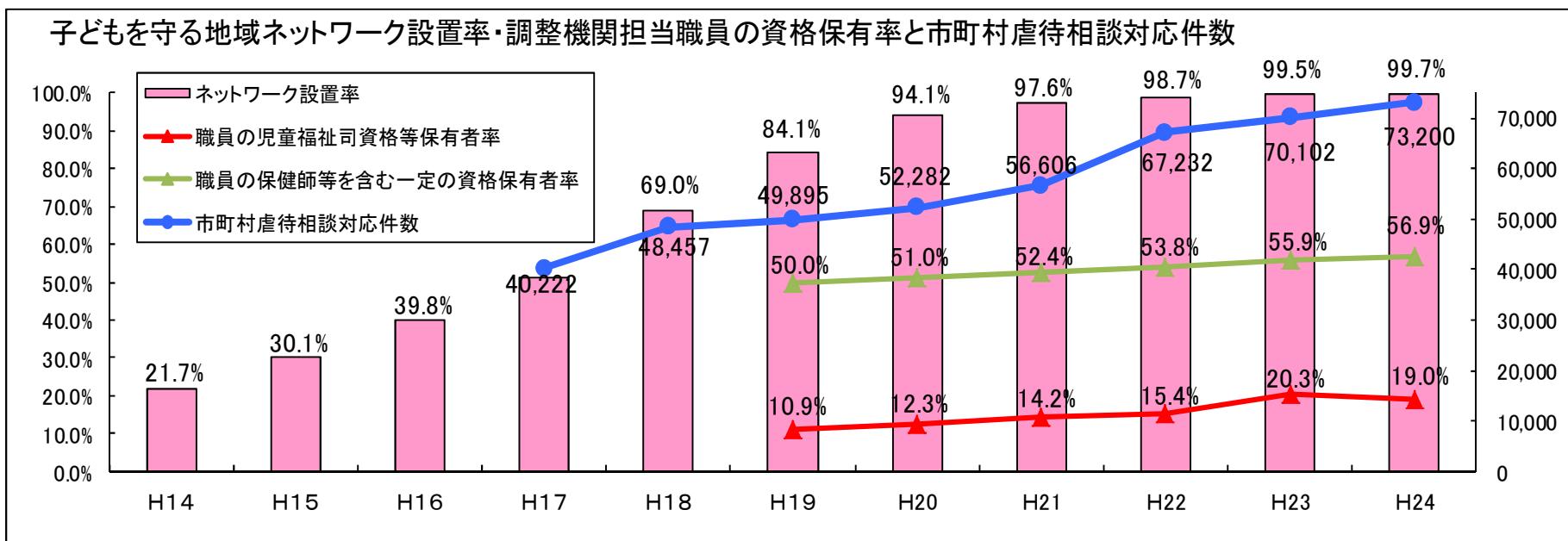
(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化

【現状】

- 平成16年法定化、平成19年設置を努力義務化し、設置率は98.4%(未設置は14市町村)
- 自立に向けた適切な支援内容の検討等を担う、要保護児童対策地域協議会調整機関に一定の専門資格を有する者が配置されている割合は56.9%となっている。
- 「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について」において、要保護児童対策地域協議会の活用促進が指摘されている。

【課題】

- 要保護児童対策地域協議会調整機関の専門性をどのように高めていくか。
- 要保護児童対策地域協議会が、個々の事案に対して迅速且つ的確な対応をしていくための仕組みをどのように構築していくか。



※1 ネットワーク設置率・資格保有者率は年度当初、虐待相談対応件数は年度計

※2 平成22年度の虐待相談対応件数は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県(仙台市を除く)の一部及び福島県を除いて集計した数値

(4) 児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に確実に対応できる体制強化

【現状】

- 夜間休日の電話相談の受付体制について、常時「相談業務を通常業務としている職員等が対応している児童相談所」は、99カ所(48%)。

【課題】

- 児童相談所が迅速に対応できるような体制整備をどのように図っていくか。

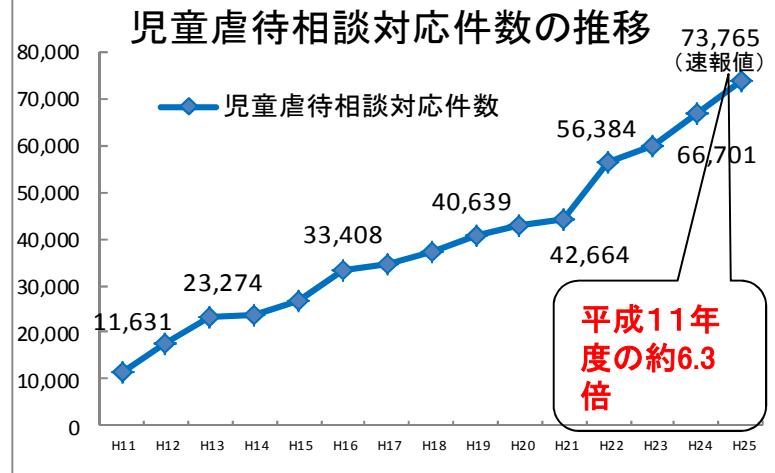
相談対応件数

- 児童相談所での児童虐待相談対応件数は大幅な増加。
[参考] 平成25年度の状況
 - ・児童虐待相談対応件数 73,765件(速報値)

児童相談所と児童福祉司

- | | | |
|------------|--------------|---------------------------|
| 児童相談所設置自治体 | 平成11年度 59自治体 | 平成26年度 → 69自治体
(約1.2倍) |
| 児童相談所数 | 174か所 | → 207か所
(約1.2倍) |
| 児童福祉司数 | 1,230人 | → 2,829人
(約2.3倍) |

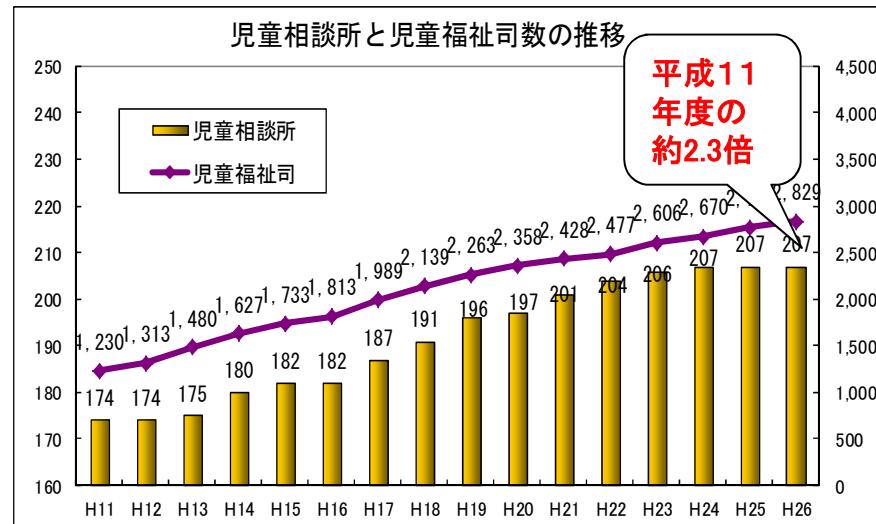
児童虐待相談対応件数の推移



平成11年度の約6.3倍

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

児童相談所と児童福祉司数の推移



平成11年度の約2.3倍

(5) 緊急時における迅速な対応

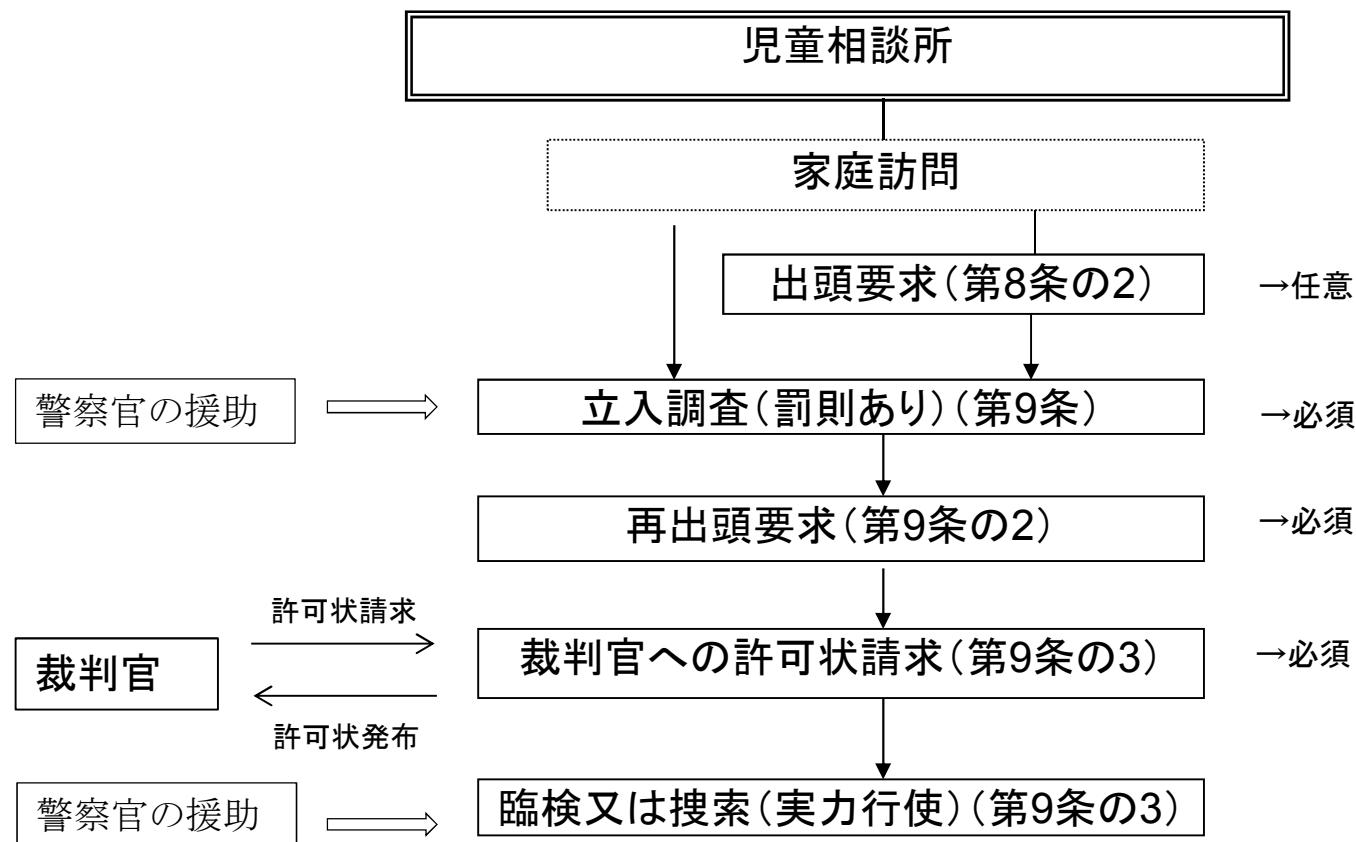
【現状】

- 平成20年からの6年間で出頭要求は187事例、臨検・検索は7事例を実施。
- 臨検・検索事例7件の、出頭要求から臨検検索までの日数は1～70日と様々である。

【課題】

- 臨検・検索の、より迅速な実施のために、どのような方策が考えられるか。

【臨検・検索に至る手続きの現状(児童虐待防止法における対応)】



『当面の課題・施策の方向について』

課題(1)及び(2)について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

課題(1) 妊娠期からの切れ目のない支援のあり方について

① 妊婦が相談しやすい体制の整備

実態	課題
<ul style="list-style-type: none">○ 心中を除く死亡事例のうち0歳児が占める割合が44.0%、中でも0日児の割合は17.2%となり、乳児期の子どもが多い。○ 0日児死亡事例では「望まない妊娠」が71.3%を占める。また、0日児死亡事例の実母の年齢は19歳以下が27.3%（有効割合）。 ※以上、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次報告から第10次報告までの累計から。○ 0日・0か月児死亡事例における実母の妊娠期の問題については、「母子健康手帳の未発行」と「妊婦健康診査の未受診」がそれぞれ90.9%。○ 0日児死亡事例の内、妊婦の両親と同居していた事例の割合は80.0%（有効割合）。 ※以上、「同(第10次報告)」から。	<ul style="list-style-type: none">○ 妊婦が気軽に出産、子育てについて相談できる場の拡充○ 見守りが必要と思われる妊婦に関する情報を行政機関等が把握しやすくなる仕組み○ 特定妊婦の親等がその役割を果たすについて

課題(1) 妊娠期からの切れ目のない支援のあり方について

② 切れ目のない支援体制の構築

実態	課題
<ul style="list-style-type: none">○ 全国の要保護児童対策地域協議会における特定妊婦のケース登録数は1,538件であり、全登録ケース数の1.1%。(平成24年6月末日現在、厚生労働省調べ)○ 医療機関からの通告が通告全体に占める割合は高くない(経路別虐待対応件数の内、医療機関が占める割合は児童相談所が4%、市町村が2%程度)。○ 死亡事例のうち、乳幼児健診の未受診率は、<ul style="list-style-type: none">・3～4か月児健診:18.7%(全国平均未受診率:4.5%)・1歳6か月児健診:31.5%(同:5.2%)・3歳児健診:40.1%(同:7.2%)であり、全国平均(厚生労働省平成24年度地域保健・健康増進事業報告)に比べて、未受診者の割合が約4～5倍と高い。(「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第3次報告から第10次報告までの累計)○ 養育者(実母)の心理的・精神的問題では<ul style="list-style-type: none">・育児不安:26.6%・養育能力の低さ:28.0%・うつ状態:11.2% が多い。(出典:同上)○ 地域との接触状況は、<ul style="list-style-type: none">・ほとんど無い:42.8%(有効割合)・乏しい:26.9%(同)となっており、合わせて約7割を占めている。(「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第2次報告から第10次報告までの累計)	<ul style="list-style-type: none">○ 妊娠期、子育て期に至るまで継続して相談できる場の拡充○ 特定妊婦に関する情報が、確実に市区町村に伝達され必要な支援につなげる仕組み○ 保育所、幼稚園、小中学校等で見守りが必要な子どもに関する情報が確実に引き継がれる仕組み

【医療機関から市区町村につなげる仕組みに関する自治体の取り組み事例】

A自治体の事例

- 妊娠届出書について、省令(母子保健法施行規則)の6項目以外に、妊婦の状況をスクリーニングする13項目を追加した様式に県内市町村で統一。
 - ※ 妊娠届出書の項目(母子保健法施行規則第3条)
 - ・届出年月日 ・氏名・年齢・職業 ・居住地 ・妊娠月数
 - ・医師又は助産師の診断又は保健指導を受けたときは、その氏名
 - ・性病及び結核に関する健康診断の有無
 - ※ 省令で定められた項目以外に、当該自治体の妊娠届出書で記入を求めている主な項目
 - ・過去の出産の経験 ・不妊治療の有無 ・妊娠発覚時の気持ち
 - ・支援してくれる人の存在の有無 ・悩み・困りごと等の有無
 - ・うつ症状の有無 ・治療中の疾病等の有無 など。
- 妊娠届出書の追加項目の記入については、妊婦が医療機関を受診した際にその場で記入し(医療機関が記入を促す)、受診後に本人が市町村へ提出する。この際、医療機関において、妊婦の生活状況(リスク)を把握することが可能となるため、支援が必要な場合には、本人の同意を得た上で市町村へ情報提供が行われる。
- 市町村は、妊婦本人から提出された妊娠届出書で把握した妊婦の状況等に応じて、訪問支援、電話相談、来所相談等の継続的な支援や、要保護児童対策地域協議会における関係機関の情報共有等必要な支援を実施。

【切れ目のない支援体制の構築に関する自治体の取り組み事例】

B自治体の事例

- 0歳から18歳までの子どもの育ちと学びを切れ目なく支援する「子どもセンター」を設置
- 看護師などのチャイルドパートナー制度を構築。チャイルドパートナーが担当となり、個々のサポートプランを作成
- 育児不安が募りやすい産後二週間で全戸を訪問

C自治体の事例

- 子育て世帯の悩みや不安感、孤独感を和らげ、妊娠、出産、子育てにわたる切れ目のない支援を行うために、市が独自に認定している子育てケアマネジャーと保健師が中心となり、保護者と子どものライフステージ毎の「子育てケアプラン」を作成
- 妊娠届から出産、出産から1歳6か月児健診までのそれぞれの節目にケアプランを立てることによって、行政とのつながりが希薄になる期間を埋める取組

課題(2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について

① 的確なアセスメントや機関連携の仕組みの整備

現状	課題
<ul style="list-style-type: none">○ 死亡事例等検証報告書において、市区町村と児童相談所の双方が依存し合い、それぞれの役割を適切に發揮しなかった結果、重大事態を招いた事例が散見される。○ また同報告書において、児童相談所が受けた相談に対して十分なアセスメントが行われず、虐待の危機感を持たないままに重大事態に至った事例が見られた。○ 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第10次報告)」によると、心中以外の虐待死事例で児童相談所の関与があった事例の内、虐待の認識はなかった事例が46.7%あった。	<ul style="list-style-type: none">○ 市区町村と児童相談所との間で主担当者を明確にし、初動を確実かつ迅速に行う仕組み○ 市区町村と児童相談所が虐待に係る情報をスムーズに収集できるような方策○ 職種や介入時点等に応じた子どもの安全確認や安全確保の要点を周知○ 死亡事例等検証報告書におけるヒアリング調査結果から抽出された留意事項の周知

【アセスメント指標に関する自治体の取り組み事例】

D自治体の事例 <児童虐待及び不適切養育の共有ランク表>

- 区役所と児童相談所において、児童虐待及び不適切養育の内容や世帯の状態、緊急度を表す「共有ランク表」を作成し、認識の共有を図ることにより連携の強化を図っている。
- 具体的には、虐待の種別(身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待)ごとに、6つの緊急度等を示したランクに区分し、それぞれの具体的な状態を示し、主担当機関(区役所又は児童相談所)を決める際の目安としている。

E自治体の事例

- 児童相談所と市区町村とにおける児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルールの策定
- 児童相談所と市区町村共通のツールとして安全確認チェックリストを作成

F自治体の事例

- 「市町村と児童相談所の機関連係対応方針」を策定。
- ケースのタイプに応じた児童相談所と市町村の連携モデルをフロー図で作成

課題(2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について

② 市区町村と児童相談所の専門性強化のための取り組み

実態	課題
<ul style="list-style-type: none">○ 全国の要保護児童対策地域協議会調整機関のうち、児童福祉司と同様の専門職を配置している自治体の割合は31.9%であり、これに保健師・助産師・看護師等の一定の専門資格を有する者を含めると、これらを配置している自治体の割合は69.2%。(平成24年4月1日現在)○ 市町村、児童相談所ともに異動が早く、専門性が定着しないとの指摘がある。○ 市町村職員の研修の機会が少ないと指摘がある。	<ul style="list-style-type: none">○ 専門性の高い職員を確保するための仕組み○ 職員の専門性を高めるための研修の工夫○ 市区町村と児童相談所とが情報を共有する仕組み

『当面の課題・施策の方向について』

課題(3)～(5)について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

課題(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について

① 要保護児童対策地域協議会の実効性を高めるための工夫

実態	課題
<ul style="list-style-type: none">○ 虐待による死亡事例の中には、要保護児童対策地域協議会に要保護児童として登録されていなかったり、登録されていても関係機関間での情報共有や役割分担が十分に行われていない事例が見受けられる。○ 市町村によっては要保護児童対策地域協議会の実務者会議において進行管理する事例数が年々増加し、個々の事例について十分な検討を行う余裕がない状況にある。○ 乳幼児健診を受診せず、居住実態も把握できないという虐待発生リスクが高い家庭であるにもかかわらず、市町村の母子保健担当部署から虐待対応担当部署に対する情報提供がなされていない事例があった。 また、各関係機関が家庭に関する情報を断片的に把握していたが、関係機関間での十分な情報共有にまで至っていない事例があった。 (以上、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第10次報告から。)	<ul style="list-style-type: none">○ 特定妊婦や要保護児童を確実に登録するための工夫について○ 一方、地域における人材に限りがある中で、各事例を丁寧に検討するための工夫について 例えば、ケース毎に支援内容の濃淡をつけることについて、どのように考えるか。○ 支援している家庭の状況変化を要保護児童対策地域協議会が確実に把握する仕組みについて○ 把握した情報を踏まえて関係機関が確実に支援につなげる仕組みについて 例えば、調整機関において支援に関する一定の判断をすることをどのように考えるか。(例、優先して対応すべき機関を調整機関が指定する等)

課題(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について

② 協議会調整機関の調整機能を高める工夫

実態	課題
<ul style="list-style-type: none">○ 全国の要保護児童対策地域協議会調整機関のうち、児童福祉司と同様の専門職を配置している自治体の割合は31.9%であり、これに保健師・助産師・看護師等の一定の専門資格を有する者を含めると、これらを配置している自治体の割合は69.2%。(平成24年4月1日現在)○ 個別ケース検討会議等の場で、市町村と児童相談所とが方針を巡って意見対立した場合に、調整する役割を行う者がいないという指摘がある。	<ul style="list-style-type: none">○ 調整機関に専門職員の配置を促す仕組みについて○ 職員の専門性を高めるための研修の工夫について

課題(4) 児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について

児童相談所の業務や人員体制

実態	課題
<ul style="list-style-type: none">○ 平成25年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は平成11年度に比べて約6.3倍であるのに対して、児童福祉司の配置人数は同期間に約2.3倍。 ※児童福祉司の配置人数は2829人。(平成26年4月1日現在)○ 平成24年度の全相談対応件数を同年度の全国の児童福祉司数で割ると、一人あたり平均143.9ケースとなる。○ 児童心理司の配置人数は児童福祉司の配置人数の44.5%。(平成26年4月1日現在) ※「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会報告書」平成18年4月によると、児童心理司については、児童心理司:児童福祉司=2:3以上を目安に、さらには児童心理司:児童福祉司=1:1を目指して配置すべきであるとされた。○ 平成27年度予算概算要求で児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化に関する予算を要求。	<ul style="list-style-type: none">○ 児童相談所の業務のあり方や人員配置について○ 児童相談所に専門的な人材を確保するための工夫について○ 夜間休日の相談に対応できる体制整備について○ 児童相談所職員の専門性を高めるための研修の工夫について○ 利用者支援事業などとの役割分担についてどのように考えるか。○ 児童相談所業務の一部を民間を含めた他の機関と分担することについてどのように考えるか。

課題(5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について

出頭要求から臨検・検索に至る手続きを迅速に実施する工夫

実態	課題
<ul style="list-style-type: none">○ 平成20年からの6年間での実施数 出頭要求は187事例 (出頭要求を経た立入調査は40事例) 再出頭要求は19事例 臨検・検索は7事例○ 臨検・検索事例7件の、出頭要求から臨検検索までの日数は1～70日と様々である。	<ul style="list-style-type: none">○ 出頭要求から臨検・検索に至る手続きを迅速に実施する方策について